

滋賀大学研究倫理委員会規程に基づく審査について（申し合わせ）

平成 23 年 4 月 19 日

滋賀大学研究倫理委員会規程に基づいて、「ヒトを直接対象とした研究及び医療行為について倫理的観点から審査する」場合には、当面、「滋賀大学における研究者等の行動規範」及び関連機関・学協会で制定されている倫理基準等を参考資料として審査する。申請者は、申請にあたって関連機関・学協会の倫理基準等を、参考資料として申請書類に添付するものとする。